

静岡分会情報

J R東海労静岡運輸区分会

2021年6月27日 No.14

発行者責任者 北原 幹也

組合掲示板撤去は認めない！

会社は、「(職場の組合員が)一人になるため組合掲示板を撤去する」と通告してきました。

しかし、労働協約における〔掲示場所の使用の許可を取り消すことができる。〕とする項目には該当していません。

労働協約において〔(掲示は)組合活動に必要な宣伝、報道、告知をすることができる。〕と謳われており人数は謳われていません。

会社の一方的な主張による撤去通告は協約違反です。

断固抗議する！

様々な情報は

J R東海労のHPからも見る事が出来ます！

ためになる情報満載です！